

## 船橋市教育委員会会議 12月定例会会議録

1. 日 時 令和7年12月19日（金）  
開 会 午後 2時00分  
閉 会 午後 2時14分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員	教 育 長	松 本 淳
	教育長職務代理者	小 島 千 鶴
	委 員 員	朝 倉 曜 生
	委 員 員	蓮 池 政 貴
	委 員 員	大 塚 佳 子

4. 出席職員	教育次長	小 栗 俊 一
	管理部長	鈴 木 寿 雄
	学校教育部長	日 高 祐一郎
	生涯学習部長	高 橋 伸 行
	教育総務課長	醍 翻 紀 子
	施設課長	高 誠 司
	指導課長	内 野 義 孝
	総合教育センター所長	小 川 欣 弘
	市立船橋高校事務長	鈴 木 靖 弘
	文化課長	阿 部 健一郎
	生涯スポーツ課長	石 山 公 唯
	郷土資料館長	金 子 俊
	青少年センター所長	大 橋 一 樹

### 5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第53号 船橋市立葛飾小学校敷地の変更について

議案第54号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

第3 報告事項

- (1) 各種音楽コンクールの結果について
- (2) 第38回中学生弁論大会の結果について

- (3) 船橋市小・中・特別支援学校書写展覧会について
- (4) 令和7年度第35回教育フェスティバル実施報告
- (5) 全国大会等の結果報告について
- (6) 第13回千葉県北西部地区文化財発表会について
- (7) 2025船橋市民マラソン大会結果について
- (8) 2026船橋駅伝フェスティバルの開催について
- (9) デフスポーツ講演会の開催について
- (10) 「道具でタイムトラベル！－ちょっと昔とずっと昔－」
- (11) 「取掛西貝塚史跡追加指定記念パネル展」
- (12) その他

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りします。

11月6日に開催しました教育委員会会議11月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は、議案第53号と第54号の議案2件、報告事項（1）から（12）の報告事項12件です。

議案第54号につきましては、教育委員会会議規則第12条第1項第1号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、はじめに議案第53号について、施設課、説明願います。

### 【施設課長】

施設課から、議案第53号「船橋市立葛飾小学校敷地の変更について」説明いたします。

資料は5ページから8ページになります。

葛飾小学校は、資料6ページの位置図のとおり、敷地の南東部分に正門があり、そこから東へ45メートルほど幅12メートル弱の道が通学路となっております。図の上で色を塗っている部分です。

この通学路用地の一部、資料の7ページでは455-2となっている1筆の土地については、市の所有地ではなく、土地所有者からの借地という形で使用してまいりましたが、令和7年8月6日付で寄附の申出がございまして、これを受け入れました。

次に、資料8ページの図面をご覧ください。

このたびの寄附により、葛飾小学校正門前の土地は、もともと市で所有していた464-2、それから464-3、そこに寄附のあった455-2が加わることで、南側の大体3分の2が教育委員会で管理する通学路用地となります。

一方、北側については、道路部が管理する市道となっております。

以上のとおり、土地全体が市の所有地で構成されるようになったこと、この通学路の東側は幹線道路である市道00-052号線に接続しております、周辺住民等の往来も日常的に行われており、既に道路としての機能を有していること、また、令和6年度に整備されたゾーン30プラスの区域に含まれる箇所であることなどから、現在の道路としての機能を良好に維持し続ける上では、道路用地として一体的な管理を行うことが最も適切と考えます。

以上のことから、現在は葛飾小学校の通学路用地となっております380m<sup>2</sup>を道路用地として移管するため、学校敷地を変更するものです。

説明は以上となります。

### 【教育長】

それでは、ただいま説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

確認だけ私のはうからさせていただきたいのですが、葛飾小学校に入るときに、今までどなたかが所有していた私有地だった部分があったということになるんですか。

### 【施設課長】

455-2という部分ですので、8ページ左端の辺り門の目の前のところです。市道と書かれている部分は、今、歩道のような状態と、桜の植わっているところとなっております。

【教育長】

普段は市道のほうを通っているということでしょうか。

【施設課長】

そうですね、基本的には、子どもたちは市道のほうを通っていると思います。

【教育長】

それは、所有者が別にいたけれども、それが市の持ち物になって、全体を市道にするという考え方でいいですか。

【施設課長】

はい、そのとおりです。

【教育長】

分かりました。

そのほか、ありますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、議案第53号「船橋市立葛飾小学校敷地の変更について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第53号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第54号について、青少年センター、説明願います。

議案第54号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は青少年センター所長より説明後、審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）から（11）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（各委員意見・質問なし。）

それでは、続きまして、報告事項（12）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

【生涯スポーツ課長】

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの利用料金の改定について報告いたします。

資料は、本日お配りをいたしました報告事項（12）の利用料改定のお知らせ、総合体育館、武道センター、こちらをご覧ください。

総合体育館及び武道センターの指定管理につきましては、令和8年4月1日から新たな指定管理期間がはじまることに伴い、指定管理者から、これまで条例の範囲内での低い利用料金にて設定していたところ、昨今の光熱水費や最低賃金の上昇、物価高騰等により施設運営に大きな影響が及んでおり、事業者側の営業努力では対処し切れなかったため、施設専用利用料について、条例の上限額へ改定をする旨の提案がありました。

このため、令和8年4月1日から、資料のとおり利用料の改定が行われます。

なお、施設の専用利用料は条例額までの引上げとなります、一部個人利用料については、引上げ幅の抑制や据置きが行われるものとなってございます。

報告は以上でございます。

【教育長】

この資料の説明によると、令和7年度までの利用料金が、ページ右側記載の令和8年度以降の利用料金、条例と同額になるということですね。

【生涯スポーツ課長】

はい。条例で設定しております金額で利用料を設定するという指定管理者からの提案でございますので、専用利用料についてはその条例額となります、一部の個人利用料につきましては、引上げ幅を抑制したり、据置きされることとなってございます。

以上です。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(各委員意見・質問なし。)

それでは、その他に何か報告したいことがある方はいらっしゃいますか。

(各委員・理事者報告なし。)

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議 12月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2 時 14 分閉会